官

則の一部を改正する省令を次のように定める。第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)○農林水産省令第三十一号

平成二十四年四月二十日

港」を「山口宇部空港」の下に「、徳島飛行場」第六条第二項中「庄内空港」の下に「、神戸空七十三号)の一部を次のように改正する。七十三号)の一部を次のように改正する。植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第植物防疫法施行規則の一部を改正する省令機が変法をでいる。

| 行する。| この省令は、平成二十四年四月二十三日から施|

を加える。